

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和7年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)に関する事務 【令和7年3月31日 終了】 (2)低所得者支援及び定額減税補足給付金(新たに住民税非課税等となる世帯への給付)に関する事務 【令和6年12月25日 終了】 (3)令和6年度物価高騰対策給付金(低所得世帯への給付)に関する事務 (4)低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)に関する事務
③システムの名称	給付支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)定額減税補足給付金ファイル、(2)非課税化世帯等給付分ファイル、(3)定額減税補足給付金(不足額給付)ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【提供】実施しない

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	(1)総務部財務室債権管理課 (2)保健福祉部福祉課 (3)保健福祉部福祉課 (4)総務部財務室債権管理課
②所属長の役職名	(1)債権管理課長 (2)福祉課長 (3)福祉課長 (4)債権管理課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市(総務部情報政策室情報政策課) 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1) 恵庭市(総務部財務室債権管理課) 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 0123-33-3131 (2) 恵庭市(保健福祉部福祉課) 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 0123-33-3131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査

実施の有無	[☒] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	---	--------------------------------	--------------------------------

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

]

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。
-------	--

・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月12日	I 関連情報-1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-②事 務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に 基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (調整給付)に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に 基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (調整給付)に関する事務 (2)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (新たに住民税非課税等となる世帯への給付) に関する事務	事前	
令和6年6月12日	I 関連情報-5. 評価実施機関 における関連部署-①	(1)総務部財務室債権管理課	(1)総務部財務室債権管理課 (2)保健福祉部福祉課	事前	
令和6年6月12日	I 関連情報-5. 評価実施機関 における関連部署-②	(1)債権管理課長	(1)債権管理課長 (2)福祉課長	事前	
令和6年6月12日	I 関連情報-8. 特定個人情報 ファイルの取り扱いに関する 問い合わせ-連絡先	(1)恵庭市(総務部財務室債権管理課) 〒 061-1498 北海道恵庭市京町1番地 0123-33- 3131	(1)恵庭市(総務部財務室債権管理課) 〒 061-1498 北海道恵庭市京町1番地 0123-33- 3131 (2)恵庭市(保健福祉部 福祉課) 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番 地 0123-33-3131	事前	
令和6年6月12日	IIしきい値判断項目-1. 対象 人数-いつの時点の計数か	令和6年5月8日時点	令和6年6月11日時点	事前	
令和6年6月12日	IIしきい値判断項目-2. 取扱 者数	令和6年5月8日時点	令和6年6月11日時点	事前	
令和6年6月12日	I 関連情報-2. 特定個人情報 ファイル名	(1)定額減税補足給付金ファイル	(1)定額減税補足給付金ファイル、(2)非課税化 世帯等給付分ファイル	事前	
令和6年12月13日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に 基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (調整給付)に関する事務 (2)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (新たに住民税非課税等となる世帯への給付) に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に 基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (調整給付)に関する事務 【令和7年3月31日 終了】 (2)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (新たに住民税非課税等となる世帯への給付) に関する事務 【令和6年12月25日 終了】 (3)令和6年度物価高騰対策給付金(低所得世 帯への給付)に関する事務	事前	
令和6年12月13日	I 関連情報 3.個人番号の利 用	・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第10条	・番号法第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第10条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年12月13日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	【照会】 ・番号法第19条第1項第8号 別表第2の121の 項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4 【提供】実施しない	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表160の項 【提供】実施しない	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年12月13日	IV8 人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 マイナンバー登録や副本登録の際には、本人 からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット 照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報 による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加
令和6年12月13日	IV11 最も優先度が高いと考 えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加
令和6年12月13日	IV11 当該対策は十分か【再 掲】 判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職 員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含 む二要素認証を実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月16日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に 基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (調整給付)に関する事務 【令和7年3月31日 終了】 (2)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (新たに住民税非課税等となる世帯への給付) に関する事務 【令和6年12月25日 終了】 (3)令和6年度物価高騰対策給付金(低所得世 帯への給付)に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に 基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (調整給付)に関する事務 【令和7年3月31日 終了】 (2)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (新たに住民税非課税等となる世帯への給付) に関する事務 【令和6年12月25日 終 了】 (3)令和6年度物価高騰対策給付金(低所得世 帯への給付)に関する事務 (4)低所得者支援及び定額減税補足給付金 (不足額給付)に関する事務	事前	
令和7年1月16日	I 関連情報-2. 特定個人情報 ファイル名	(1)定額減税補足給付金ファイル、(2)非課税化 世帯等給付分ファイル	(1)定額減税補足給付金ファイル、(2)非課税化 世帯等給付分ファイル、(3)定額減税補足給付 金(不足額給付)ファイル	事前	